

東海市告示第65号

令和6年度東海市要介護者等住宅改造費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市要介護者等住宅改造費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の要介護者及び要支援者の日常生活を容易にするため、必要に応じてその住宅における環境整備及び改善に要する経費の一部を補助することにより、その世帯の経済的負担の軽減を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、東海市内に居住し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第27条の規定により要介護認定を受けた者又は法第32条の規定により要支援認定を受けた者とする。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給の対象となる工事その他市長が必要と認める工事とする。この場合において、当該工事は、年度内に完了するものでなければならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用から介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第76条の規定により算定した額及び同令第95条の規定により算定した額の合計額を控除した額とし、10万円（当該年度分（4月から6月までに申請をする場合にあつては、前年度分）の市民税非課税世帯に属する者については、40万円）を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数

が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 介護支援専門員又は地域包括支援センター職員が作成する住宅改修に必要な理由書
- (2) 住宅改造工事計画書
- (3) 工事見積書
- (4) 改修前及び改修後の平面図
- (5) 工事着工前の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の変更申請)

第6条 前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助金の交付の内定及び通知)

第7条 市長は、前2条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の内定の取下げ)

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付内定者」という。）は、補助金の交付の内定の取下げをしようとするときは、補助金取下申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の取下申請書を受理したときは、補助金の交付の内定の取下げをし、その旨を交付内定者に通知するものとする。

(完了届)

第9条 交付内定者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して14日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、完了届及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出できないときは、完了（見込）届を提出しなければならない。

- (1) 工事明細書又はそれに代わる書類
- (2) 改修前及び改修後の平面図

- (3) 工事完了後の写真
- (4) 領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項ただし書の規定により完了（見込）届を提出した交付内定者は、その内容に従い工事が完了したときを除き、同項本文の規定による期日経過後、速やかに完了届を提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第10条 市長は、前条の完了届を受理したときは、速やかに調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、交付内定者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 交付内定者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正行為があったとき。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。